

埼玉県行政対象暴力対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県又は埼玉県職員に対する行政対象暴力による被害を防止するため、埼玉県として統一的に対応することにより、行政の円滑な執行及び職員の安全の確保を図ることを目的として、埼玉県行政対象暴力対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱で「行政対象暴力」とは、暴行又は脅迫などの違法、不当な反社会的手段により、県又は県職員に対し不正な利益を要求する行為をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は次の事項を所掌し、行政対象暴力に対する対策の協議を行う。

- (1) 行政対象暴力に対する基本的な対応方針
- (2) 行政対象暴力の未然防止
- (3) 行政対象暴力に関する情報交換
- (4) 行政対象暴力対策に関する研修
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、総務部副部長（人事課を所掌する副部長）をもってこれに充てる。

4 副委員長は、人事課長をもってこれに充てる。

(顧問)

第5条 委員会に顧問を置き、埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長及び捜査第四課長の職にある者をもって充てる。

2 顧問は、委員長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、委員会における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

(幹事会)

- 第7条 委員会の取扱事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
 - 4 幹事長及び副幹事長は、それぞれ人事課長及び人事課副課長をもってこれに充てる。
 - 5 幹事長は、幹事会を招集し、議長となり会務を総理する。
 - 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務を代理する。
 - 7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 委員会及び幹事会の庶務は、人事課が行う。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

委員長	総務部副部長	
副委員長	総務部人事課長	
委員	主管課等	秘書課長 企画財政部企画総務課長 総務部行政監察幹 総務部税務課長 県民生活部広聴広報課長 危機管理防災部危機管理課長 環境部環境政策課長 福祉部福祉政策課長 保健医療部保健医療政策課長 産業労働部産業労働政策課長 農林部農業政策課長 県土整備部県土整備政策課長 都市整備部都市整備政策課長 出納総務課長
	他任命権者	企業局総務課長 病院局経営管理課長 下水道局下水道管理課長 監査事務局監査第一課長 人事委員会事務局総務給与課長 労働委員会事務局審査調整課長 教育局総務課長

別表第2（第7条関係）

幹事長	総務部人事課長	
副幹事長	総務部人事課副課長	
幹事	主管課等	秘書課主幹 企画財政部企画総務課主幹 総務部主幹（行政監察） 総務部人事課主幹 総務部税務課副課長 総務部管財課主幹 県民生活部広聴広報課主幹 危機管理防災部危機管理課主幹 環境部環境政策課主幹 福祉部福祉政策課主幹 保健医療部保健医療政策課主幹 産業労働部産業労働政策課主幹 農林部農業政策課主幹 県土整備部県土整備政策課主幹 都市整備部都市整備政策課主幹 出納総務課主幹
	他任命権者	企業局総務課主幹 病院局経営管理課主幹 下水道局下水道管理課主幹 監査事務局監査第一課主席監査員 人事委員会事務局総務給与課副課長 労働委員会事務局審査調整課主幹 教育局総務課主幹